

第2期調布市特別支援教育推進計画 (素案)

調布市教育委員会

はじめに

調整中

目 次

第1章 第2期調布市特別支援教育推進計画の概要	2
1 策定経緯	2
2 策定の目的	2
3 計画期間	3
4 計画の進行管理	3
5 各計画等との関係	3
第2章 現状と課題.....	4
1 国や東京都の動向	4
(1) 国の動向	4
(2) 東京都の動向	5
2 調布市の現状	6
(1) 調布市の特別支援教育の現状.....	6
(2) 前期計画の成果と課題	6
第3章 基本理念と基本方針.....	10
1 基本理念	10
2 基本方針について.....	11

第4章 施策..... 12

1 施策の体系図	12
2 各施策について	14
(1) 基本方針1 すべての学校で子どものために一丸となって教育活動を進めます...	14
施策1 すべての児童・生徒の深い理解と認識に基づく支援・指導の充実	14
施策2 多様な教育ニーズに応える学校づくりの推進	15
施策3 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実	16
(2) 基本方針2 すべての教員がどの子もわかる教え方を身につけて、子どもが学ぶ力を引き出します.....	18
施策1 教職員の専門性向上の推進	18
施策2 ICT機器の利用、主体的・積極的な社会参画に向けた特別支援教育の推進	20
施策3 専門家と連携した支援の充実	21
(3) 基本方針3 多くの人が関わってすべての子どもたちのために協力します.....	22
施策1 教育相談・就学相談の充実	22
施策2 特別支援教育の理解促進	23
(4) 基本方針4 どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします.....	24
施策1 在籍学級で安心して学べる体制づくり	24
施策2 すべての児童・生徒の安心・安全の確保	26

資料編..... 28

1 調布市の特別支援教育を取り巻く動向.....	28
2 特別支援教育をめぐる制度改正等の流れ.....	32
3 第2期計画の策定経緯.....	34
4 用語集	35

第1章 第2期調布市特別支援教育推進計画の概要

1 策定の経緯

教育委員会では、「子ども一人一人を大切にする教育の実現」を目指し、特別支援教育推進の基本的な方向を示す「調布市特別支援教育全体計画」を平成25年3月に、「調布市特別支援教育全体計画【改訂版】」を平成28年3月に策定しました。そして、平成31年3月にはどの子どもも、十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進することを理念として、国や東京都の動向及び調布市基本計画並びに調布市教育プランを踏まえ、令和4年度までを計画期間とした「調布市特別支援教育推進計画」（以下、「前期計画」という）を策定し、特別支援教育を推進してきました。

この間、特別支援教育を取り巻く背景は大きく変化をしてきており（P.32「特別支援教育を巡る制度改正等の流れ」参照）、教育委員会の特別支援教育の充実・発展を担う役割は、より一層大きくなってきました。このような社会状況の変化と、令和4年3月に策定された東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画、そして調布市基本計画並びに調布市教育プランを踏まえ、「第2期調布市特別支援教育推進計画」（以下、「第2期計画」という）を策定します。策定に当たり、前期計画の成果と課題を明らかにし、前期計画の理念を継承しながら、体系を「学校の在り方」、「教職員の在り方」、「連携の在り方」、「環境の在り方」の4つに見直すことにしました。

2 策定の目的

近年の国や東京都の動向を捉えながら、共生社会の実現に向けてすべての子どもが可能な限り共に学ぶことを追求すると共に、自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備するインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方とし、調布市の特別支援教育の基本理念である「どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します」の具現化に向けた特別支援教育の推進をさらに充実することを目的としています。

3 計画期間

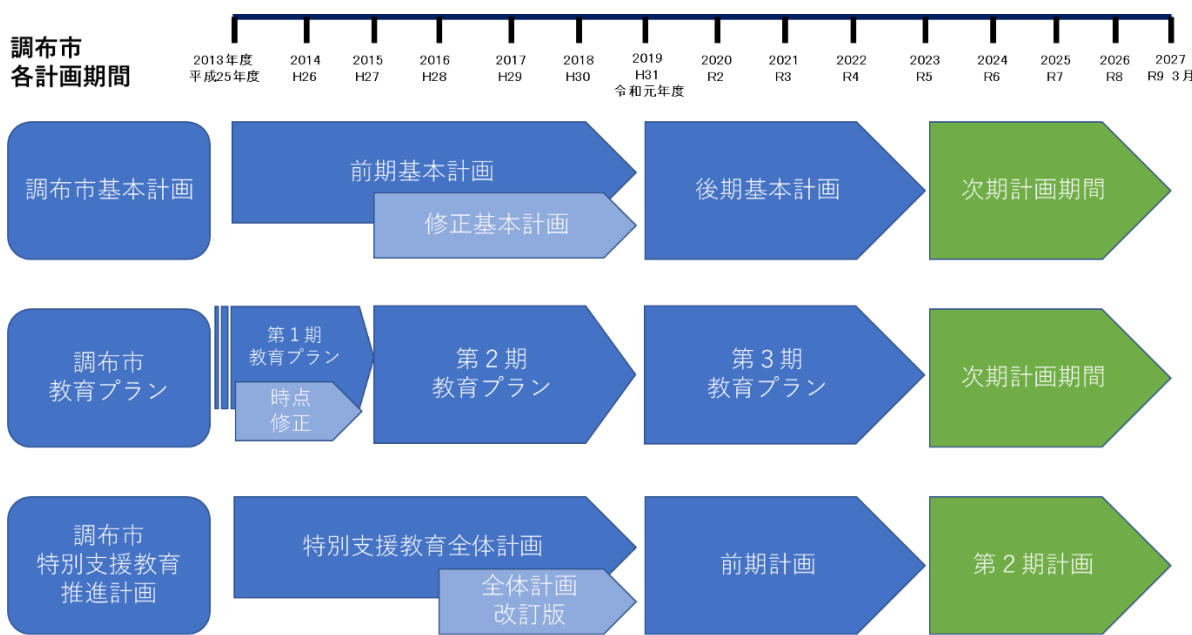
令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とします。

4 計画の進行管理

第2期計画に掲げる施策・主な取組については、毎年度の取組状況を調布市特別支援教育検討委員会において報告します。

このことにより、施策・主な取組の進行管理を行い、次年度以降の取組につなげ、着実に推進していきます。

5 各計画等との関係



第2章 現状と課題

1 国や東京都の動向（※P. 32「特別支援教育をめぐる制度改正等の流れ」を参照）

（1）国の動向

平成23年に「障害者基本法」が改正され、教育については、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。」と規定されました。

平成24年には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」が中央教育審議会初等中等教育分科会から報告され、可能な限り共に教育を受けられるよう配慮することと、多様で柔軟な学びの場の整備が方向として示されました。

平成26年1月に、日本は国連の「障害者の権利に関する条約」を批准し、同年2月から国内において条約が発効しました。この条約では、障害者が一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、合理的配慮の提供が求められることとなりました。

同じく平成28年には、「発達障害者支援法」が改正され、国及び地方公共団体は、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することや、個別的教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進を行うことなどが新たに規定されました。

平成29年に告示した学習指導要領の改訂において、障害のある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、特別支援学校と小・中学校の教育課程の連続性を重視することが示されました。

令和3年の中央教育審議会報告「令和の日本型学校教育の構築を目指して」では、新時代の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備が必要であるとされました。

令和3年4月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正が施行され、公立小学校等がバリアフリー基準適合義務の対象とされました。

令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、「医療的ケア児支援法」という。）が施行され、学校での支援体制整備が求められるようになりました。

また国は、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる GIGA スクール構想を示し、令和2年以降基盤整備が急速に進められています。

令和4年には国連障害者権利委員会から対日審査総括所見公表され、今後の動向が注目されます。

(2) 東京都の動向

東京都では令和3年に「未来の東京」戦略を策定し、東京で働き、暮らす誰もが、共に交流し、支えあう社会「インクルーシブシティ東京」を実現するため、様々な場で多様な人が共に支えあう環境づくりを推進するとともに、一人一人がお互いを認め合い、尊重しあう社会の実現を目指すこととしています。

同じく令和3年には、新たな東京都教育施策大綱を策定し、「教育のインクルージョンの推進」として、柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、多様な個性を持つ子どもたちが互いを認め、尊重しあいながら学ぶ環境を整備していくこととしています。

また、令和4年3月に、東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画が策定され、

- I 特別支援学校における特別支援教育の充実
- II 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実
- III 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進
- IV 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

の4つの施策の方向性が示されました。

特に、II「小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実」では、その将来像として、

○小学校、中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導・支援によって、着実にその力を伸長させている。

○発達障害のある児童・生徒に対して、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導・支援が行われ、児童・生徒一人一人が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けている。

の2点を掲げており、その取組として

- (1) 小学校、中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備
- (2) 小学校、中学校における発達障害教育の推進

の2分野を挙げています。

また、この東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画にある「区市町村教育委員会の役割」では、東京都の計画の主旨や各施策の方向性を十分に踏まえることとし、

- ・特別支援教室の全校導入等に伴い、適切な運営や指導内容・方法を充実
- ・医療的ケア児支援法の施行により、法の趣旨を踏まえた実施体制を整備
- ・特別支援学級担任の指導力の向上
- ・最も適切な就学先を決定できるように、保護者への情報提供の充実
- ・すべての教職員の特別支援教育への理解に基づく合理的配慮の適切な提供

といった観点から、都教育委員会との緊密な連携の下、障害のある児童・生徒への支援体制の整備を図って行くこととされています。

2 調布市の現状

(1) 調布市の特別支援教育の現状

調布市では、小学校の特別支援学級在籍者数が増加しています（※P.28 グラフ参照）。校内通級教室についても、小・中学校ともに入級者数が増加し、特に小・中学校全校に校内通級教室の設置が完了した平成31年度頃に急増しています（※P.29 グラフ参照）。このように特別支援教育への理解・認識は高まり、制度の改正、特別支援学級・校内通級教室で指導を受ける児童生徒の増加等、特別支援教育をめぐる状況は変化しています。

教育委員会では、特別支援学級、校内通級教室を担当する教員の専門性向上のための研修の充実と、知的障害特別支援学級及び校内通級教室ガイドラインの策定等を前期計画において取り組み、小・中学校における特別支援教育についての理解はより進展し、多様な子どもの発達を理解し、個に応じた指導体制の整備がなされてきました。

第2期計画においては、通常の学級における特別支援教育の専門性向上、通級による指導の充実、特別支援学級における知的障害特別支援学級ガイドラインに沿った教育課程の精選、指導内容の充実といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を推進していく必要があります。

さらに、就学時には保護者が就学先について理解を深めることができるよう、就学相談において卒業後までを見通した情報提供の充実や多様な機関と組織的に連携した切れ目ない支援の充実を図っていくことが求められています。

(2) 前期計画の成果と課題

前期計画では、以下の3つの方向性に沿って施策を推進してきました。それぞれの方向性について、前期計画の成果と課題をとりまとめました。

方向性1	小・中学校段階における特別支援教育の充実
方向性2	特別支援教育を推進する体制の整備・充実
方向性3	保護者等、地域及び関係機関との連携の充実

① 方向性1 小・中学校段階における特別支援教育の充実

■成果

○児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育が行われるよう、各学校においては通常の学級に在籍し、特別な支援が必要な児童・生徒の個別指導計画の作成が、努力義務とされています。令和元年度から令和4年度までの調布市教育プランにおいて、「通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率」を成果指標として掲げ、前期計画において作成率の向上に努めました。その結果、下表のとおり、小学校については、令和3年度に目標値を達成しました。中学校については、目標値には達していませんが、教育プラン策定時の基準値より上昇しました。

(上段：小学校，下段：中学校)

目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
90%	76.5%	76.5%	78.1%	84.3%	90.8%
90%	53.7%	53.7%	57.4%	65.8%	62.8%

○校内委員会ハンドブック，知的障害特別支援学級ガイドライン，校内通級教室ガイドラインを作成し，校内委員会の効果的な開催方法や特別支援学級・校内通級教室の教育課程の適正な編成・実施等の指針を明確化するとともに，学校における理解促進を図るために研修会を開催しました。

○校内通級教室を，小・中学校全校に整備したことから，児童・生徒の他校への移動時間が削減され，指導時間を柔軟に設定することが可能になる等，在籍学級での授業の遅れに対する不安の軽減を図ることができました。

○言語障害通級指導学級の体制構築については，言語発達の遅れ等のある児童が校内通級教室への入級の可能性もある場合は，障害の状態に応じた適切な指導を受けることができるよう，言語障害通級指導学級と校内通級教室のどちらが適切か同時に検討できる相談体制を整備しました。

■課題

○小・中学校で個別指導計画に基づく指導を充実するためには，校長がリーダーシップを発揮し，教員の理解と認識を深め，学校全体の組織的な取組みを推進することが必要です。

○中学校の個別指導計画作成率の向上を図るため，小学校から中学校への個別の教育支援計画の引継ぎのシステム化を整備する必要があります。

○校内通級教室での指導内容や成果については，特別支援教育コーディネーターを中心に在籍学級担任等学校全体で共有し，対象児童・生徒が在籍学級において感じている困難さを軽減し，学習に取り組むことができるよう支援する必要があります。

○市内在住の特別支援学校在籍児童・生徒の交流機会の充実に向けて，副籍制度による交流活動の機会をさらに広める必要があります。

○特別支援学級の設置について，児童・生徒が安全に登下校し，主体的に学校生活を送るために，市全体のバランスを考慮した配置計画の検討が必要です。

○言語障害通級指導学級の入級希望者数が増加のため，相談・指導開始までに待機期間が発生しており，学級の運営方法等見直しを進める必要があります。

② 方向性２ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

■成果

○教員の専門性向上のため、校内通級教室担当教員・特別支援学級担当教員への研修会の実施や、自主的研究会の支援を行い、特別支援教育に関する理解と指導力の向上につなげることができました。

○東京都が令和３年３月に発行した「特別支援教室の運営ガイドライン」を基にして校内通級教室の入退級に係るプロセスを明確にしたフローチャートを作成し、校内委員会や児童・生徒の在籍学級の担任・通級指導担当教員の役割を示したことで、校内通級教室への入級から退級、また退級後の支援について、全小・中学校教員の理解が進みました。

○就学決定後の相談機能の整備・充実については、保護者との相談が途切れることのないように、指導主事・就学相談員による継続的な相談を実施するとともに、就学相談の経緯や情報を学校に提供して、学校が見通しをもった支援体制を構築することを目指しました。

○国のGIGAスクール構想等により、全児童・生徒へタブレット端末を配布しました。特別支援教育に関わるアプリを多数インストールし、児童・生徒の多様な特性に対応できるように、特別支援学級や校内通級教室での効果的な活用事例を収集し、通常の学級とともに共有したことで、教員のICT機器を活用した指導技術の習得が進みました。

■課題

○特別支援教育の理解促進及びインクルーシブ教育システムの構築のために、すべての教職員に向けたさらなる専門性向上のための研修の充実が必要です。

○校内通級教室、特別支援学級の適切な入退級及び就学に向けて、校長はじめすべての教職員が、校内委員会を通した組織的な取り組みを推進し、児童・生徒にとってより最適な学びの場を提供していく必要があります。

○保護者、当該児童・生徒の意向を最大限尊重し、就学先選択の多様化へ対応するとともに、適切な就学先を選択できるようすべての学校・学級での特別支援教育の充実と専門性向上を図る必要があります。

○教員が授業において、視覚的に分かりやすい教材の提示や児童・生徒の学びの様子記録を活用するなどして、より一層のICT機器を利用した支援の充実を進める必要があります。

○特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との、交流及び共同学習の充実を図り、多様性の理解を促進していく必要があります。

③ 方向性3 保護者等，地域及び関係機関との連携の充実

■成果

- 教育シンポジウムの開催・特別支援教育に関する動画公開・校内通級教室の取組事例のホームページ公開等，多様な方法により市民や保護者へ特別支援教育の取組についての理解促進と情報提供に努めました。
- 子ども発達センター・保育課と共催で就学に関する説明会を実施し，就学に当たっての必要な手続きや，学校の様子を踏まえた情報提供をそれぞれの担当課が連携して実施することができました。
- 特別支援学校と連携し，特別支援学校コーディネーターを招聘して各学校において若手教員・特別支援学級担当教員の研修会や個別ケース相談での指導・助言を受け，より幅広い視点で児童・生徒を理解する学校が増えました。
- 家庭と教育と福祉の連携の充実について，放課後等デイサービスを利用する児童・生徒の連絡帳を通して情報共有を進めていくために検討を重ねました。

■課題

- 保護者・地域に対する特別支援教育の理解・啓発のために，子どもたちの学習内容や指導内容の事例やユニバーサルデザインの授業について情報提供し，より一層の特別支援教育の取組の周知を図る必要があります。
- 就学前から卒業後を見通した支援の充実のためには，保護者への将来を見通した情報の提供や，関係機関との連携をさらに進める必要があります。また，就学支援シート，個別の教育支援計画などの活用や，キャリア教育の情報についても保護者へ提供できるように進めていく必要があります。
- 市内の小・中学校における特別支援教育を推進し，子どもたち一人一人の教育的配慮に対応していくために，特別支援学校と連携した各校における研修の設定や指導・助言を受ける機会をこれまで以上に増やし，特別支援学校のセンター的機能の活用のより一層の推進を図る必要があります。
- 障害福祉課や医療・福祉関係者，保護者との連携を図り，医療的ケア児の様々な事態を想定した対応策を検討していく必要があります。
- 放課後等デイサービスや学童クラブ等，学校外の施設を利用する児童・生徒の情報共有を図るとともに，学校と関係機関等との連携に引き続き取り組む必要があります。

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

調布市教育委員会は、「子ども一人一人を大切にする教育の実現」を目指し、特別支援教育を進めてきました。

本計画では、これまでの計画の基本理念を継承しつつ、次のように調布市の実態に応じた特別支援教育の基本理念を掲げることとしました。

どの子どもも十分な教育を受けることができ、
共に学び、共に生きる社会を目指し、
すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します

2 基本方針について

基本理念をもとに、以下の4つの基本方針を掲げ、施策を推進していきます。

基本方針1 すべての学校で子どものために一丸となって教育活動を進めます（学校の組織的な体制整備・校内体制の強化）

学校の組織的な取り組みには校長の役割は重要であり、校長は常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要です。また、校長はリーダーシップを発揮しつつ、体制の整備等を行い組織として学校が十分に機能するよう経営を進めると同時に、すべての教職員は校長の方針の具現化を目指し子どものために一丸となって教育活動を進める事が重要です。

基本方針2 すべての教員がどの子もわかる教え方を身につけて、子どもが学ぶ力を引き出します（教員等の専門性の向上）

すべての学校・学級で特別支援教育を推進するためには、すべての教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠です。教員は、子どもやその家族の困難を受け止め、常に研修研鑽を積み新しい知識を身に付け、特別支援教育の推進に向けた行動力を発揮し、その資質・能力の向上に努めることが重要です。

基本方針3 多くの人が関わってすべての子どもたちのために協力します（保護者・地域・関係機関との連携）

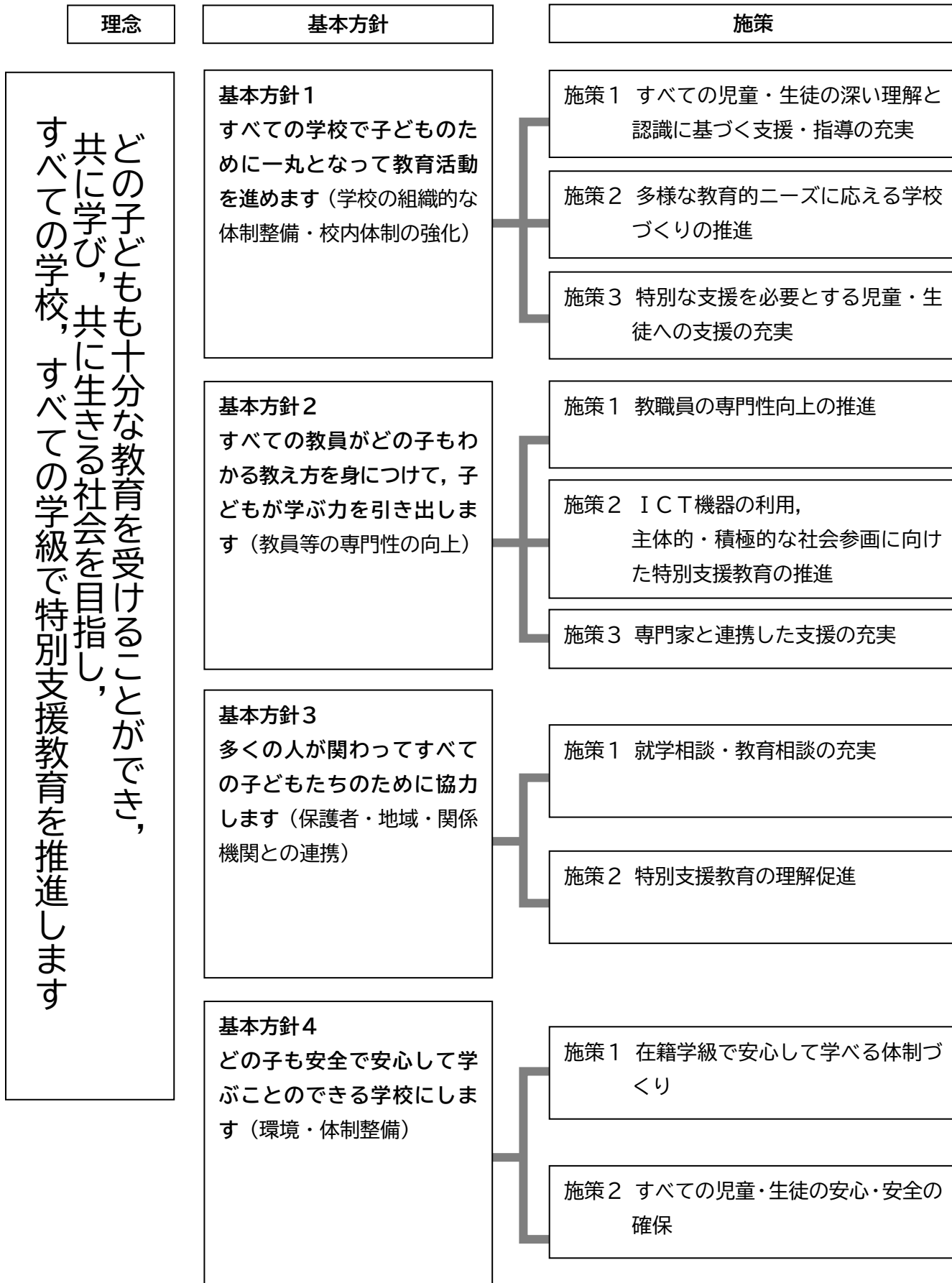
学校が単独で特別支援教育を推進するのではなく、保護者・地域・様々な関係機関と連携しながら、就学前から卒業後までを見据えて子どもの健やかな成長を支援します。コミュニティ・スクールの導入を進め、地域の方々と協力をしながら教育活動を進めていきます。

基本方針4 どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします（環境・体制整備）

どの子も平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、近年の法改正にも対応しながら、施設の環境整備、医療的な対応整備、人的配置の整備など、多様性のあるどの子も安全で安心できる学校での学習と生活の基盤の整備を進めます。

第4章 施策

1 施策の体系図



主な取組	
	☆:新たな取組
・校内委員会の充実と適正な運営 ・個別の教育支援計画，個別指導計画の適正な作成	
・校長・副校長への研修の実施 ・教育支援担当指導主事等の学校への支援充実	☆
・通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の充実 ・校内通級教室等の運営の充実と学校全体での取組の充実	
・通常の学級，特別支援学級，校内通級教室等の教員の研修充実 ・特別支援教室専門員，スクールサポーター，学級介助員の研修充実 ・特別支援教育コーディネーターの研修充実	☆
・ＩＣＴ機器を活用した指導の充実 ・自立と社会参加を見据えた情報活用能力の育成 ・キャリア教育の充実	☆ ☆
・巡回相談員派遣の継続 ・特別支援学校のセンター的機能の活用	
・相談者に寄り添った継続的な相談体制の充実 ・早期からの保護者への情報提供	
・関係機関との連携，副籍制度による交流活動の推進 ・コミュニティ・スクール，地域学校協働本部との連携，教育シンポジウムの開催	☆
・学級介助員・スクールサポーターの配置，特別支援教育コーディネーターの任命 ・発達障害のある児童・生徒への環境・体制整備 ・特別支援学級（知的障害）の配置検討 ・言語障害通級指導学級の環境・体制整備 ・校内での柔軟な対応の取組事例の周知	
・バリアフリーの整備 ・医療的ケア児への対応	☆

2 各施策について

(1)基本方針1 すべての学校で子どものために一丸となって教育活動を進めます（学校の組織的な体制整備・校内体制の強化）

成果指標

成果指標	現状値	目標値
通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率	《令和3年度実績》 小学校 90.8% 中学校 62.8%	小学校 100.0% 中学校 100.0%

施策1 すべての児童・生徒の深い理解と認識に基づく支援・指導の充実

一人一人の児童・生徒を大切に、人権を尊重しつつ個別に対応した適切な合理的配慮を行うために、学校における組織的な支援体制の構築と指導体制の充実に努めます。

主な取組

・校内委員会の充実と適正な運営

校長を中心とした校内委員会の適正な運営に向けて、教育委員会が「校内委員会のマニュアル」等を改訂し、支援を必要とする児童・生徒について、それぞれの特性に応じた指導や支援の検討ができるように、各学校への普及・啓発を図ります。校内通級教室の巡回校においては、巡回教員の専門性を活用した校内委員会の開催を推進します。

・個別の教育支援計画、個別指導計画の適正な作成

特別支援学級・校内通級教室に通う児童・生徒の実態に応じて、学校・家庭・関係機関が連携して、就学前から卒業後を見通した個別の教育支援計画を作成するとともに、具体的な目標を設定した個別指導計画を学校が作成して、個に応じた指導の充実に努めます。通常の学級に在籍するスクールサポーター等の人的支援が必要な児童・生徒についても、児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育が行われるよう、個別の教育支援計画及び個別指導計画を確実に作成できるように、小学校から中学校への個別の教育支援計画の引継ぎのシステム化の整備を進めます。

施策２ 多様な教育的ニーズに応える学校づくりの推進

学校の管理職は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする児童・生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く理解し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要です。管理職の深い理解とリーダーシップによる、子ども一人一人の多様な教育的ニーズに応える学校づくりを推進するとともに、教育委員会による学校支援を進めていきます。

主な取組

・校長・副校長への研修の実施

小・中学校全校で特別支援教育が等しく推進されていくために、教育委員会が主体となって、校長・副校長を対象にした研修を実施し、管理職の深い理解とリーダーシップによる組織的な特別支援教育が推進できる学校づくりを推進します。

・教育支援担当指導主事等の学校への支援充実

指導主事が各学校を定期的に訪問し、通常の学級における指導や特別支援学級及び校内通級教室等の指導内容について、適宜授業観察や指導をしていきます。また、学校からの要望により特別支援教育に係る相談を様々な機会を捉えて実施していきます。さらに、各学校における児童・生徒やその保護者からの各種相談に対して、必要に応じて学校へ指導・助言をし、学校を支援します。

施策3 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実

通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習は、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものであります。交流及び共同学習を通して多様な児童・生徒との学習を充実します。また、校内通級教室における障害の特性に応じた指導内容を、巡回校と拠点校で共有し、児童・生徒への支援の充実につなげます。

主な取組

・通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の充実

交流及び共同学習は、学校卒業後においてもすべての子どもにとって様々な人々と共に助け合う力となり、積極的な社会参加につながるとともに、人々の多様な在り方を理解し、共に支え合う意識の醸成につながります。人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために各学校の好事例の共有を進め、学級同士の連携のために年間指導計画の在り方を検討し、豊かな人間性を育むための交流と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の充実を推進していきます。

・校内通級教室等の運営の充実と学校全体での取組の充実

校内通級教室では、児童・生徒の障害の主訴に対応した指導を行い、年度ごとに当該児童・生徒の指導の妥当性に対する評価をしながら継続・退級の検討を重ねていきます。また、通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない児童・生徒に対しても、校内通級教室の担当教員の見取りや効果的な支援方法などを学校全体で共有することを、研修を通して推進していきます。

写真 等

写真 等

写真 等

(2) 基本方針2 すべての教員がどの子もわかる教え方を身につけて，子どもが学ぶ力を引き出します（教員等の専門性の向上）

成果指標

成果指標	現状値	目標値
特別支援学級における全教科の指導内容表の作成校数	《令和3年度実績》 小学校 算数(1校) 中学校 国語・数学(1校)	小学校 全教科(6校) 中学校 全教科(3校)

施策1 教職員の専門性向上の推進

通常の学級や特別支援学級にかかわらず，特別な支援を必要とする児童・生徒における支援・指導には，個別対応や合理的配慮が求められます。その対応を円滑にかつ適切に実施していくために，それぞれの学びの場での教員の専門性も必要となります。また，特別支援教室専門員やスクールサポーター，学級介助員などの職員の専門性も求められます。

すべての学校で子どもたちが同じ教育支援・指導を受けられるようにするためには，教育委員会が主体となって研修を実施し，すべての教職員の専門性の向上を図ります。

主な取組

・通常の学級，特別支援学級，校内通級教室等の教員の研修充実

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に，合理的配慮の提供や心理的安全性の確保ができるように，教育委員会が担当教員の研修を実施していきます。特別支援学級については，教員が若手の教員を育成できるように専門性のある教員を講師として選定し，実践的な研修を実施していきます。校内通級教室については，各拠点校の主任が中心となり，事例や指導方法について研修を実施し，教員の指導技術の向上を図ります。これらの研修では，小・中学校の垣根を越え9年間を見据えた合同研修を進めていきます。

・特別支援教室専門員，スクールサポーター，学級介助員の研修充実

特別支援教室専門員の研修については，その業務の内容や，校内通級教室の巡回校と拠点校の役割の違いについて，具体的な事例を用いて意見交換を交えながら研修を実施していきます。スクールサポーターや学級介助員の研修については，児童・生徒に個別の指導・支援を実施していくにあたり，幅広い知見をもてるように研修を実施していきます。また，これらの研修では，児童・生徒理解や保護者理解についても深めていきます。

・特別支援教育コーディネーターの研修充実

特別支援教育コーディネーターは校内で様々な役割があり，その業務範囲は校内のみならず，関係機関との連絡・調整など幅広いものとなってきています。特別支援教育コーディネーターには，特別支援教育に係る専門的知識や，外部機関との関係の構築，児童・生徒の保護者への対応など多岐に渡る能力が求められることから，研修も幅広い講師を招聘し，特別支援教育コーディネーターの資質・能力の向上を目指していきます。

施策2 ICT機器の利用，

主体的・積極的な社会参画に向けた特別支援教育の推進

教員の ICT 機器を活用した指導力向上を進め，児童・生徒 1 人 1 台端末の活用による情報活用能力の育成を図り，教科指導や日常生活で児童・生徒が ICT 機器を積極的に活用ができるように支援していきます。

同時に，将来の自立と社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点に立ち，教育活動全体でキャリア教育の充実を図ります。

主な取組

・ ICT機器を活用した指導の充実

特別支援教育では，個別最適な学びや主体的・対話的な学びを実現するためにも ICT 機器の活用は重要な意味を持っています。教育委員会は，児童・生徒が学習の目的を達成するためのツールとして ICT 機器の活用が進むように，各校の活用事例を共有し教員の指導力向上を図ります。また，児童・生徒の学びの記録を活用した学習支援を実施するために，教員の ICT 機器の活用能力の向上を図ります。

・ 自立と社会参加を見据えた情報活用能力の育成

児童・生徒が ICT 機器を活用するための汎用的な技術の習得に加えて，情報モラルを含む情報活用能力の育成を図り，習得した情報活用能力をどこでどのように生かすのか，卒業後を見通した教育を進めます。また，情報モラルや情報セキュリティに関する内容についても，早期から学校・家庭で指導していく体制を，各学校の生活指導主任と各特別支援学級の主任と連携して構築していきます。

・ キャリア教育の充実

特別支援学級では，小・中学校の切れ目ない支援を大切にし，未学習・未指導を防ぐために，「指導内容表」の作成率を上げ，児童・生徒一人一人の学習の到達度の掌握を図ります。その際に，児童・生徒自身が自らの学習状況を把握し，主体的に今後の学習計画について見通しをもつことを大切にしていきます。中学校卒業後も自らの学習の履歴が分かるように，既存の「キャリアパスポート」とも連携し，児童・生徒の学びの連続性を確保していきます。

施策3 専門家と連携した支援の充実

児童・生徒の相談内容は多様化・複雑化しており、就学相談や学校での教育相談は、専門性の高い人材から助言を受けて、保護者との円滑な合意形成を図ることが必要です。教育委員会では、様々な専門家を相談員として派遣します。また、調布特別支援学校のセンター的機能を活用して、市立学校全校を対象に、特別な支援が必要な児童・生徒への指導について助言ができるように推進していきます。

主な取組

・巡回相談員派遣の継続

教育委員会で実施している巡回相談員派遣は、特別な支援を必要とする児童・生徒の状況を把握し、適切な支援につながるよう見立てを行い、教員への指導上の助言や保護者との面談・相談に立ち会い、専門的な見地から助言を行います。臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士、特別支援教育の専門家などで構成し、巡回相談員の専門性の有効活用について学校に周知していきます。巡回相談員の連絡会を通して、学校現場における効果的な取組の情報交換を行っていきます。

・特別支援学校のセンター的機能の活用

特別支援学校のセンター的機能を活用した、特別な支援が必要な児童・生徒の助言を、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの協力により、市立学校全校を対象にして実施できるように推進していきます。特別支援学校との連携を基にして、学校同士だけでなく外部機関等の様々な資源についても共有し連携を図り、調布市の子どもたちを共に育てる意識をもって教育活動を進めていきます。また、特別支援教育コーディネーターを複数人配置している学校においては、中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターが特別支援学校の専門的な研修を受けて校内のOJTに活用できるように、研修内容を精選していきます。

(3) 基本方針3 多くの人が関わってすべての子どもたちのために協力します（保護者・地域・関係機関との連携）

成果指標

成果指標	現状値	目標値
就学相談に関わる保護者のうち、就学時から卒業後までを見通した特別支援教育について説明を受けた割合	《令和3年度実績》 小学校 ー 中学校 ー	小学校 100.0% 中学校 100.0%

施策1 教育相談・就学相談の充実

児童・生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化していることに伴い、教育相談の内容は複雑になってきています。就学相談については、児童・生徒または未就学児がその時点においてもっとも適切な学びの場を選択できるよう、本人及び保護者の意見、教育学・医学・心理学など専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から実施していく必要があります。そのため、教育委員会は、多様な機関と組織的に連携して、さらなる相談体制の充実に取り組んでいく必要があります。

主な取組

・相談者に寄り添った継続的な相談体制の充実

教育相談・就学相談が複雑化・多様化していることに伴い、相談者にとって相談しやすい体制の充実が重要となってきています。教育委員会では、学校生活全般の相談について、教育支援コーディネーターを窓口として教育支援担当指導主事・教育相談所・スクールソーシャルワーカーが連携して相談内容に応じた支援に努めていきます。

就学相談では、就学支援委員会等の審議結果についてわかりやすい説明に努め、就学先の提案をしていきます。また、就学後も継続して相談を必要とする児童・生徒の教育的ニーズや支援について、学校と連携して本人及び保護者への情報提供を継続します。

・早期からの保護者への情報提供

教育委員会では、子ども発達センター・保育課と連携し、未就学の児童や保護者を対象に、就学に関する説明会の開催を継続していきます。様々な学びの場や就学先決定までの就学相談の流れだけでなく、小学校就学前から就学時や卒業後を見据えた特別支援教育、具体的な教育及び指導・支援の内容等、早期から就学先を検討するための情報を提供していきます。

また、幼稚園・保育園等在園早期からの学校教育に関わる相談についても、就学相談員、教育支援コーディネーター、教育支援担当指導主事が個別に対応していきます。

就学に関する説明会、市ホームページへの動画掲載、早期からの個別相談等、様々な機会を捉えて就学前から卒業後までを見通した特別支援教育について、説明を受けた保護者の割合が高まるよう働きかけていきます。

施策２ 特別支援教育の理解促進

副籍制度による交流活動は、特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒の地域とのつながりを維持・継続し、相互の理解を深めるために重要です。また、家庭・教育・福祉による連携事業では、支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、支援体制や方法について具体的な内容事例を共有して進めていきます。

教育委員会では、学校運営を地域と共に協議していくコミュニティ・スクールを計画的に導入し、地域学校協働本部との一体的な取り組みを進め、特別支援教育についても学校関係者及び地域住民や保護者と共に考え協力していく校内体制を検討していきます。

主な取組

・関係機関との連携，副籍制度による交流活動の推進

児童・生徒保護者、学校、障害福祉課、放課後等デイサービス事業者が連携し、就学前から卒業後まで切れ目ない支援が受けられるよう子どもの状況に応じた丁寧な情報共有に取り組んでいきます。同時に、学童クラブ等子どもが放課後に過ごす活動拠点を所管する関係部署との連携を進めていきます。

また、特別支援学校に在籍している市内在住の児童・生徒と、市立小・中学校での副籍制度による交流活動を推進していきます。直接交流・間接交流を問わず、多様な児童・生徒が、できるだけ同じ場で学ぶことや、相互の情報を共有できるように副籍制度による交流活動を推進していきます。

・コミュニティ・スクール，地域学校協働本部との連携，教育シンポジウムの開催

教育委員会では、コミュニティ・スクールの導入を計画的にすすめ、既に全校に設置されている地域学校協働本部と一体的な取り組みを推進し、各学校における特別支援教育に係る情報の提供や理解啓発に向けて、地域・保護者と協力をしながら教育活動を進めていきます。また、特別支援教育の視点を取り入れた教育シンポジウムを開催し、広く市民の理解啓発を図ります。

(4) 基本方針4 どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします (環境・体制整備)

成果指標

成果指標	現状値	目標値
校内通級教室に入級している児童・生徒のうち、当初設定した目標を達成し、通常の学級のみで学校生活を送れるようになった児童・生徒の割合	《令和3年度実績》 21.7%	20%以上

※指標は、東京都公立小・中学校特別支援教育推進補助金交付要綱に定める退室率(校内通級教室に係る4月1日付認証(又は4月7日付認証)の小学校1年生から中学校2年生までの児童・生徒のうち、次年度、認証児童・生徒にならなかった児童・生徒の割合)

施策1 在籍学級で安心して学べる体制づくり

教育委員会では、在籍学級で特別な支援が必要な児童・生徒の状況に応じてスクールサポーターや学級介助員を配置しています。その配置については、今後学校の実態に合わせて適宜検討していく必要があります。

また、東京都は令和2年12月に「特別支援教室の入退室検討委員会報告書」において、学校での学習上又は生活上の困難を改善・克服し校内通級教室を利用しなくても通常の学級において支援を受けられるようになった児童・生徒の割合が0%から20%までと市区町村によって大きな差があると報告しています。校内通級教室に入級している児童・生徒が一人でも多く当初設定した目標を達成し、在籍学級である通常の学級での支援につなげ、有意義な学校生活を送ることができるようになることを成果指標とします。そのためには、単に退級率の目標値を達成することだけを成果とするのではなく、児童・生徒が必要とする特別な支援が通常の学級で継続して行われていくよう、年度ごとに通級による指導の内容と通常の学級における環境の妥当性を評価し、連続性のある多様な学びの場の整備、校内通級教室と通常の学級の連携強化、特別支援教育を担う職員の専門性の向上とともに取組を促進していく必要があります。

主な取組

・学級介助員・スクールサポーターの配置、特別支援教育コーディネーターの任命

教育委員会で任用し、各校へ配置している学級介助員やスクールサポーターについては、各校の実態や要望に応じ、適正に配置し、特別支援学級と通常の学級の児童・生徒の支援に当たります。

特別支援教育コーディネーターについては、各学校長が任命し、校内の特別支援教育の充実に努めます。

・発達障害のある児童・生徒への環境・体制整備

校内通級教室に入級する児童・生徒及び通常の学級で支援を必要とする児童・生徒の割合は、近年増加の一途をたどっています。特に、校内通級教室の退級後については、校内通級教室での学びの成果を生かしながら、在籍学級においても児童・生徒にとって必要な個別の支援や配慮を継続していくことが重要です。

教育委員会は、発達障害のある児童・生徒について通常の学級での指導や支援体制等を検討し、学校の実態に応じた人的配置についても検討を重ねていきます。

同時に、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置については、発達障害のある児童・生徒の望ましい教育環境の整備について、調査・研究を進めていきます。

・特別支援学級（知的障害）の配置検討

特別支援学級（知的障害）の配置については、児童・生徒が安全に登校し、主体的に学校生活を送ることができるよう、市内全体の設置校のバランスを考慮して配置する必要があります。

小学校については、北部地域へ早期設置に向けて準備を進めていきます。また、中学校については、東部地域において、若葉小学校、第四中学校、図書館若葉分館の一体型施設整備に合わせ望ましい教育環境の整備について検討していきます。

・言語障害通級指導学級の環境・体制整備

言語障害通級指導学級については、調布市立第一小学校に設置されていますが、入級を希望する児童について面談や検査等を限られた施設や期間で実施しているため、指導が必要である児童の入級までに待機期間が発生しています。市内での教育的ニーズが高まりつつあり、今後さらなる入級希望者が増加することが予想されることから、言語障害通級指導学級の環境や体制について検討し、整備を進めていきます。

・校内での柔軟な対応の取組事例の周知

学校の実情に応じて、例えば別室登校や別室指導等により、多様な児童・生徒にとっての居場所を確保し、学習指導をすることは、児童・生徒の安心・安全につながります。地域学校協働本部と連携した学習支援の工夫や、通常の学級の授業の様子をオンラインで配信し、別室で授業に参加する体制等、市内のどの小・中学校においても一定の学習機会の確保が行えるように、その実施方法の工夫についても広く周知していきます。

施策2 すべての児童・生徒の安心・安全の確保

学校施設のバリアフリー化については、現在、各学校で施設・設備の設置状況が異なり、医療的ケア児にとって安心・安全な受入体制を確保する必要があります。教育委員会は関係機関と連携し、環境・体制の整備を順次進めていきます。

主な取組

・バリアフリーの整備

小・中学校の施設面におけるバリアフリー化について、校舎等の改築や児童・生徒の状況に応じて、障害のある児童・生徒が学校生活を送る上での安全性を確保していきます。また、様々な障害のある児童・生徒の合理的配慮につながるバリアフリー化についても調査し、学校の現状に見合った整備の検討を進めていきます。

・医療的ケア児への対応

令和3年9月施行の医療的ケア児支援法の目的に基づいて、医療的ケアを必要とする児童・生徒が学校において適切な医療的ケアやその他の支援が受けられるように学校・保護者・主治医・学校医等関係機関と連携をして環境・体制の整備について準備していきます。

学校のための医療的ケア児への対応を示したガイドラインを策定し、全校において研修等を実施し、認識を深め組織的な体制整備をすることができるよう学校を支援していきます。

写真 等

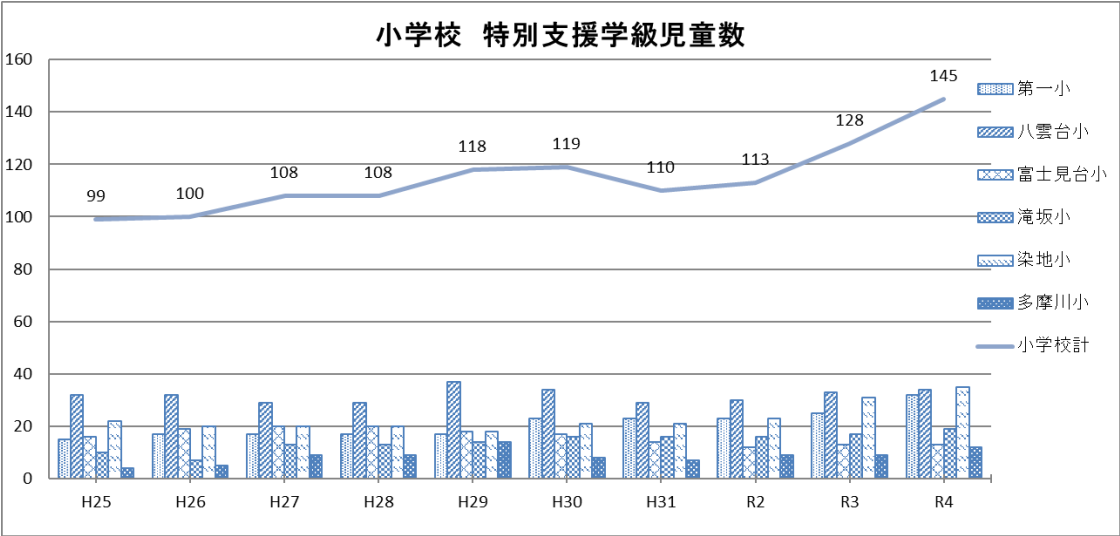
写真 等

写真 等

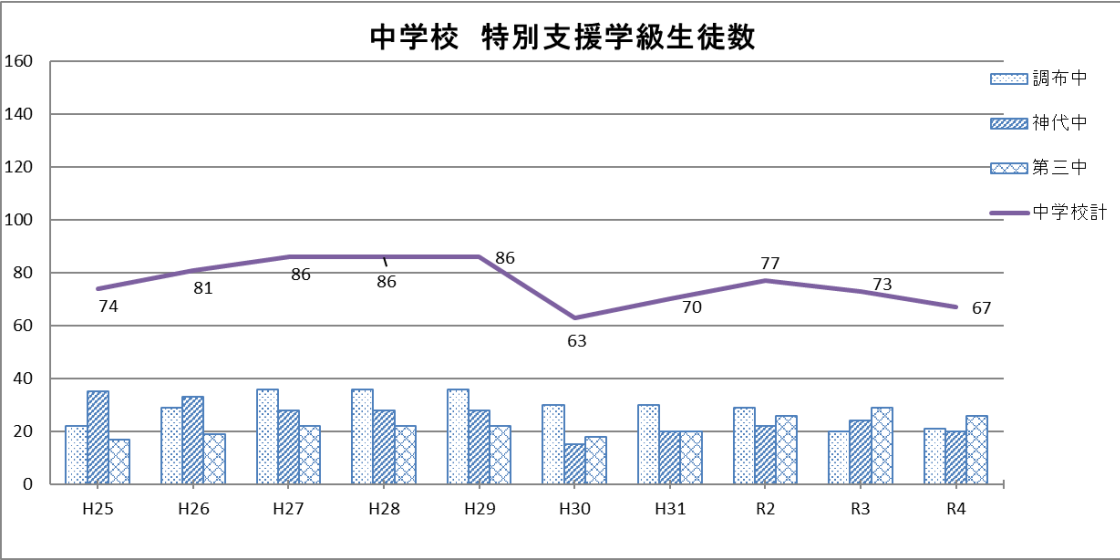
資料編

1 調布市の特別支援教育を取り巻く動向

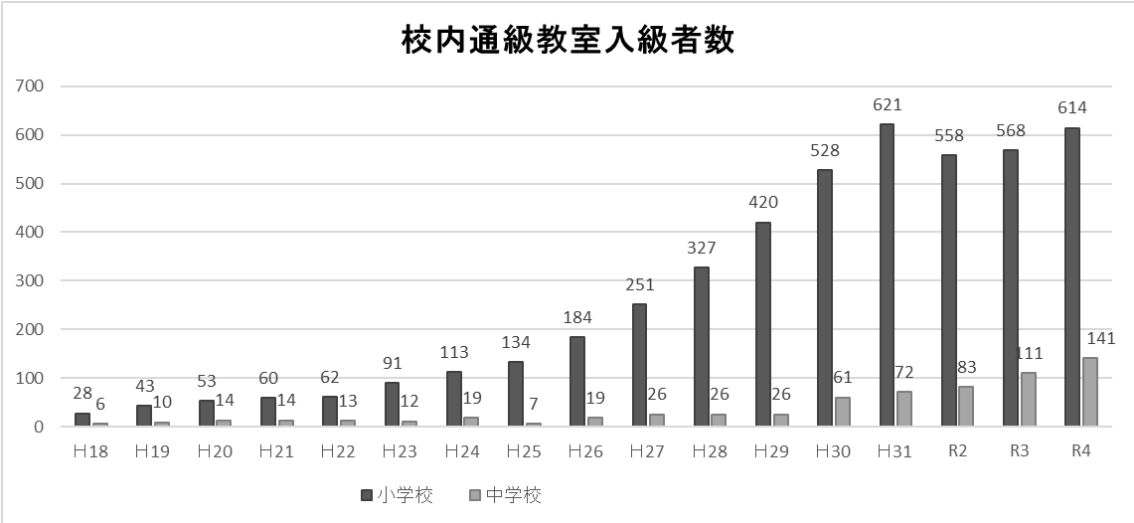
○小学校 特別支援学級児童数の推移



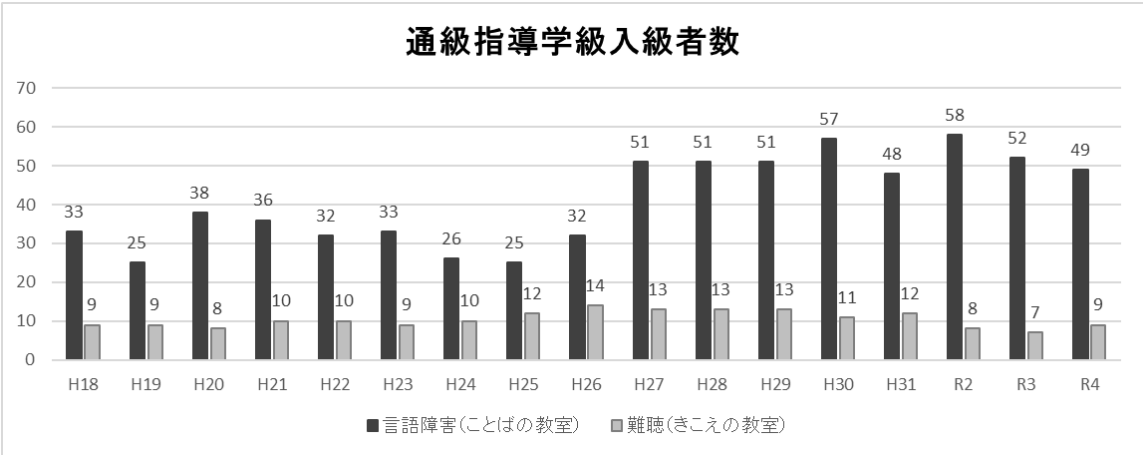
○中学校 特別支援学級生徒数の推移



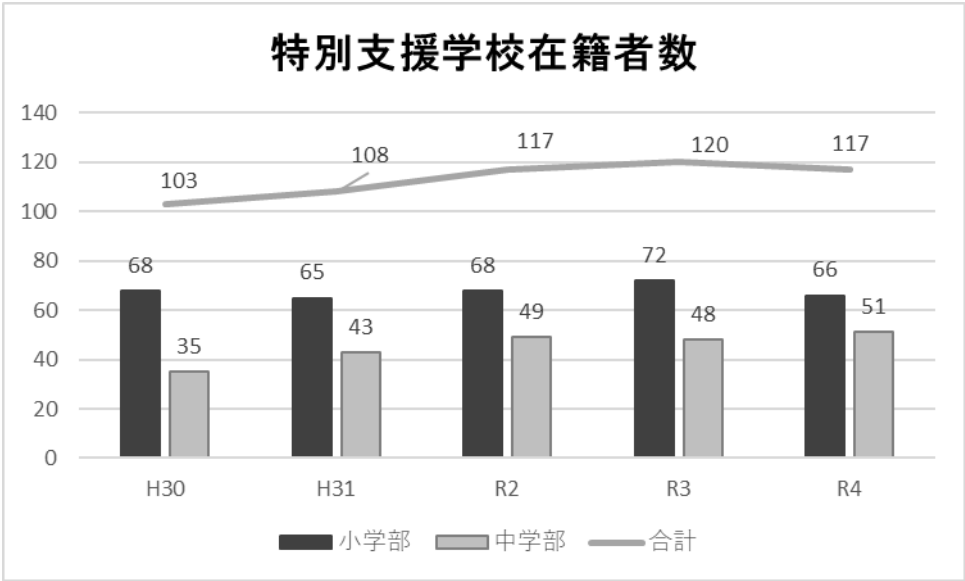
○小・中学校 校内通級教室入級者数の推移



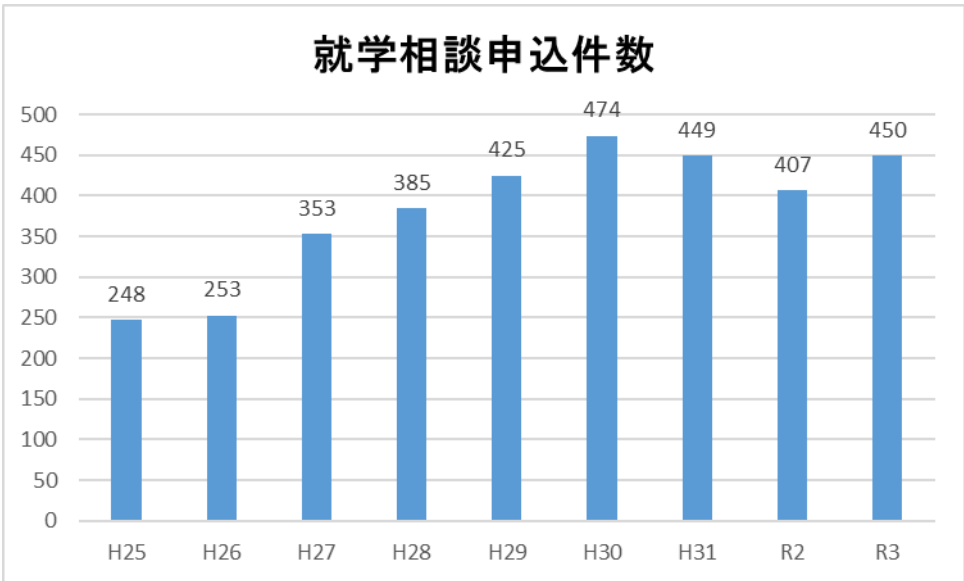
○通級指導学級（言語障害・難聴）入級者数の推移



○市内在住特別支援学校在籍者数の推移



○就学相談申込件数の推移



○特別支援学級（知的障害）の配置状況



令和4年度 特別支援学級, 通級指導学級設置校		
学校名	学級/教室名	種別
第一小学校	ひまわり学級	特別支援学級
	ことばの教室	言語障害通級指導学級
	きこえの教室	難聴通級指導学級
八雲台小学校	わかあゆ学級	特別支援学級
富士見台小学校	かしわ学級	特別支援学級
滝坂小学校	わかくさ学級	特別支援学級
染地小学校	たけのこ学級	特別支援学級
多摩川小学校	たまがわ若木学級	特別支援学級
調布中学校	8組	特別支援学級
神代中学校	11組	特別支援学級
第三中学校	8組	特別支援学級

校内通級教室拠点校, 巡回校	
校内通級教室拠点校名	巡回校名
調和小学校	若葉小学校, 国領小学校
石原小学校	第一小学校, 第二小学校
柏野小学校	八雲台小学校, 上ノ原小学校
飛田給小学校	第三小学校, 多摩川小学校
緑ヶ丘小学校	滝坂小学校
杉森小学校	染地小学校
深大寺小学校	北ノ台小学校
布田小学校	富士見台小学校
第六中学校	第三中学校・第五中学校 第七中学校
第八中学校	調布中学校・神代中学校 第四中学校

2 特別支援教育をめぐる制度改正等の流れ

時期	国	東京都	調布市
平成 16 (2004) 年 11 月		東京都特別支援教育推進計画 策定	
平成 19 (2007) 年 4 月	特別支援教育の本格的実施(平成 18 年 3 月学校教育法等改正) ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ ・盲・聾・養護学校から特別支援学校 ・特別支援学校のセンター的機能 ・小中学校における特別支援教育 等		調布市基本計画(平成 19～24 年度) 策定
平成 19 (2007) 年 9 月	「障害者の権利に関する条約」の署名		
平成 19 (2007) 年 11 月		東京都特別支援教育推進計画 第二次実施計画 策定	
平成 22 (2010) 年 3 月			調布市教育プラン 策定
平成 22 (2010) 年 11 月		東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画 策定	
平成 23 (2011) 年 8 月	改正障害者基本法施行 ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮 しつつ教育の内容及び方法の改善・充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重 ・交流及び共同学習の積極的推進 等		
平成 24 (2012) 年 7 月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」(中央教育審議会初等中等教育分科会報告) ・就学相談・就学先決定の在り方 ・合理的配慮, 基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備, 交流及び共同学習の推進 ・教職員の専門性向上 等		
平成 25 (2013) 年 3 月			調布市基本計画(平成 25～30 年度) 策定 調布市特別支援教育全体計画 策定
平成 25 (2014) 年 9 月	就学制度改正(平成 25 年 8 月学校教育法施行令改正) ・認定就学制度を廃止, 総合的判断(本人・保護者の意向を可能な限り尊重)による就学制度 等		
平成 26 (2014) 年 1 月	障害者権利条約批准 ・インクルーシブ教育システムの理念・合理的配慮の提供 等		
平成 27 (2015) 年 3 月			調布市修正基本計画(平成 27～30 年度) 策定 第 2 期教育プラン 策定
平成 28 (2016) 年 2 月		東京都発達障害教育推進計画 策定	
平成 28 (2016) 年 3 月			調布市特別支援教育全体計画【改定版】 策定

平成 28 (2016) 年4月	障害者差別解消法施行(平成 25 年6月制定) ・差別の禁止, 合理的配慮の提供 等		
平成 28 (2016) 年6月	改正児童福祉法施行(公布日施行) ・医療的ケア児の支援に関する保健, 医療, 福祉, 教育等関係機関の連携の一層の推進		
平成 28 (2016) 年8月	改正発達障害者支援法施行(平成 28 年6月改正) ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ, 適切な教育的支援の実施 ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の推進 等		
平成 29 (2017) 年2月		東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画 策定	
平成 29 (2017) 年4月	新学習指導要領公示 通級による指導の教員定数の基礎定数化(平成 29 年 3 月 義務標準法改正)		
平成 30 (2018) 年8月	個別の教育支援計画の作成における関係機関との情報共有の制度化(学教法施行規則改正。公布日施行)		
平成 31 (2019) 年3月			調布市基本計画(令和元～4 年度) 策定 第3期教育プラン 策定 調布市特別支援教育推進計画 策定
令和元 (2019) 年9月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置		
令和3 (2021) 年1月	「令和の日本型学校教育の構築を目指して」中央教育審議会報告 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告		
令和3 (2021) 年4月	高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律施行(令和 2 年 5 月改正) ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大(公立小中学校を追加) 等		
令和3 (2021) 年9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年6月18日号外法律第 81 号)施行		
令和4 (2022) 年3月		東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第二次実施計画 策定	
令和4 (2022) 年9月	国連障害者権利委員会 障害者権利条約 対日審査総括所見公表		

3 第2期計画の策定経緯

(1) 調布市特別支援教育推進計画策定委員会の開催

調整中

○調布市特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿

No.	委員氏名	委員区分	
1	金森 克浩 ◎	学識経験	帝京大学 教育学部 初等教育学科 教授
2	石井 敏夫	医師	いしいこどもクリニック 院長
3	進藤 美左	市民	NPO法人調布心身障害児・者親の会 会長
4	原田 勝	特別支援 学校	東京都立調布特別支援学校長
5	堀内 省剛		東京都立府中けやきの森学園校長
6	小林 美也子	小・中 学校	調布市特別支援学級設置校長会 滝坂小学校長
7	山中 ともえ		調布市特別支援学級設置校長会 飛田給小学校長
8	臼倉 美智		調布市特別支援学級設置校長会 第六中学校長
9	所 水奈 ○	教育 委員会	教育部指導室長
10	小山 暢子		教育部指導室教育支援担当課長
11	門田 英朗		教育部指導室統括指導主事
12	鈴木 克昌	市長部局	子ども生活部副参事兼児童青少年課長
13	石川 士朗		福祉健康部障害福祉課長

◎は委員長，○は副委員長

(2) 調布市特別支援教育検討委員会の開催

調整中

(3) パブリック・コメントの実施等

調整中

4 用語集

【あ行】

医療的ケア児（4, 6, 9, 13, 26, 32 頁）

医学の進歩を背景として、NICU などに長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう、端野吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育システム（2, 4, 8, 32 頁）

障害者の権利に関する条約では、条文の第 24 条に「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」とある。インクルーシブ教育システムとは、この理念に基づく教育制度のこと。

【か行】

学級介助員（13, 18, 24 頁）

特別支援学級において、身の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導学習、集団行動、登下校時等の指導遠足、夏季施設等の校外指導など、特別支援学級の担任の補助や支援を行う。

GIGA スクール構想（4, 8 頁）

国の構想で、全国一律の ICT 環境と、1 人 1 台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現することを掲げている。

キャリア教育（9, 13, 20 頁）

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく教育と言われる、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主

体的な取組の支援を進める特別支援教育にとって、必要不可欠である。

キャリアパスポート（20 頁）

子どもたちが小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる活動について記入し、記録を保管するもの。

言語障害通級指導学級（7, 13, 25, 31 頁）

言語障害の程度が比較的軽度の者に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行うという通級による指導の教育形態。

言語聴覚士（21 頁）

児童・生徒が最大限の機能回復・獲得と活動レベルの向上を得て、自分らしい生活が構築できるよう言語・コミュニケーション及び摂食嚥下の観点から支援する専門職。

校内委員会（6, 8, 13, 14 頁）

校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うために、校内に設置された特別支援教育に関する委員会。

校内通級教室（6～9, 13～16, 18, 19, 24, 25, 29, 31 頁）

「特別支援教室」の調布市独自の呼び方。特別支援教室は、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする自閉症者、情緒障害者、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を対象とし、教員が巡回指導することによって、特別な指導を在籍校で受けられるようにするための教室。指導時間数は、障害の状態に応じて、週 1 単位時間から週 8 単位時間までとしている。

校内通級教室拠点校・巡回校 (14, 16, 18, 19, 28, 29, 31 頁)

拠点校は、校内通級教室の担当教員が在籍する学校。市立学校の校内通級教室拠点校は、令和4年度時点で、小学校8校（調和小、石原小、柏野小、飛田給小、緑ヶ丘小、杉森小、深大寺小、布田小）、中学校2校（第六中、第八中）である。これに対し、校内通級教室の担当教員が巡回する学校を、巡回校という。

合理的配慮 (4, 5, 14, 18, 26, 32 頁)

障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものという。」と定義されている。

交流及び共同学習 (8, 13, 16, 32 頁)

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が学校教育の一環として活動を共にすること。新学習指導要領では、「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童・生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」としている。

国連障害者権利委員会 (4, 33 頁)

国連の障害者に関する権利条約の実施を監視する委員会。

個別指導計画 (7, 13, 14 頁)

個別の支援が必要な児童・生徒一人一人に対して、適切な支援を行うことを目的とした個人の目標や指導方法等を短期的な視点から作成した計画書のこと。

個別の教育支援計画 (4, 7, 9, 13, 14, 33 頁)

障害のある児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的に作成された計画書のこと。

コミュニティ・スクール (11, 18, 23 頁)

「学校運営協議会」を設置している学校のことを「コミュニティ・スクール」という。

「学校運営協議会」は法律に基づき、教育委員会から任命された委員が、一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。学校・保護者・地域住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を進めることを目的としている。

【さ行】

作業療法士 (21 頁)

児童・生徒の基本的動作能力（運動や感覚・知覚、心肺や精神・認知機能などの心身機能）、応用動作能力（食事やトイレ、家事などの日常で必要となる活動）、社会的適応能力（地域活動への参加、就学・就労など）また、環境（人為的環境、物理的環境、社会的環境）の調整や、社会資源や諸制度の活用 の促進なども含めて、その人らしい「作業」（行動）の獲得をサポートする専門職。

巡回相談員 (13, 21 頁)

市立小・中学校を巡回して児童・生徒の行動観察等を行い、教員への指導上の助言や保護者との面接・相談等を行う、臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士、特別支援教育の専門家等で構成している。

情報モラル（20 頁）

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

スクールサポーター（7, 13, 14, 18, 19, 24 頁）

通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒に対して、各校に応じた支援（取り出し授業や見守り等）を行う。市立小・中学校全校に配置している。

【た行】

地域学校協働本部（13, 23, 25 頁）

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指していることが、「学校支援地域本部」などの従来の地域の学校支援の取組との違いである。

中央教育審議会（4, 32 頁）

文部科学省組織令により、文部科学省に設置された審議会。

特別支援学級（4～9, 13～16, 18, 20, 24, 25, 28, 31 頁）

小学校、中学校等において障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置された学級。調布市においては、知的障害特別支援学級を設置している。

特別支援学校のセンター的機能（9, 13, 21, 32 頁）

特別支援学校が、地域の特別支援教育の推進・充実に向けて、必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第74条では、「特別支援学校においては、（略）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育諸学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。」と規定されている。

特別支援教育コーディネーター（7, 13, 19, 21, 24 頁）

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。各学校において校長が指名する。

特別支援教室専門員（13, 18, 19 頁）

校内通級教室の教員や臨床発達心理士等の巡回日の連絡・調整、児童・生徒の行動観察等、校内通級教室の教員と連携して校内通級教室の円滑な運営に必要な業務を行う。

【は行】

発達障害（4, 5, 13, 25, 32, 33 頁）

発達障害者支援法において「自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

バリアフリー（4, 13, 26, 33 頁）

高齢者・障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的，社会的，制度的，心理的な障壁，情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方。

副籍制度による交流活動（7, 13, 23 頁）

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が，居住する地域の市区町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち，居住する地域とのつながりの維持・継続を図るための交流。直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流，小・中学校の学習活動への参加等）と間接交流（学校・学年・学級だよりの交換等）がある。

放課後等デイサービス（9, 23 頁）

児童福祉法第6条の2の2第4項により，「学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき，授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ，生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進その他の便宜を供与すること」と定義されている。